

石綿の国際表示

# アスベスト対策情報

No.16 1994年3月29日

発行 石綿対策全国連絡会議  
〒108東京都港区三田3-1-3M・Kビル3F 全国安全センター内  
TEL 03-5232-0182 / FAX 03-5232-0183

もくじ

5省庁とのヒヤリング実施	-----	2
DEVANDA展に参加	-----	11

## 5省庁とのヒヤリング実施

3月9日、  
第3回運営委  
員会に続き、  
建設省、厚生  
省、環境省、  
労働省、通産  
省の5省庁と  
のヒヤリング  
を行ないまし  
た。

衆議院第1  
議員会館第2  
会議室にて五  
島正規衆議院  
議員立合の下  
、5省庁それ  
ぞれ会議室に  
きて頂き意見  
交換をしまし  
た。



厚生省とのヒアリング

各省庁の発言内容の概略については下記の通りですが、とりわけ労働省において、法改正を含めた規制の強化へ向け1994年度に予算措置を図り、委員会を設置して年度内に結論を出すとの発言、クリソタイル以外の石綿の法令面での規制充実の検討、健康管理手帳交付の拡大の検討を専門家に依頼しているなど前進と思われる発言もありました。又、石綿製品の表示等における含有率5%を超える物から、パーセントを引き下げることの検討などの発言もなされました。

しかし、反面建設省は建築基準法等からの石綿スレート、石綿パーライト板削除について否定的発言に終始するなど、省庁により問題認識と姿勢の違いが際立ったヒアリングとなりました。

建設省

住宅局建築指導課建築物防災対策室課長補佐

"

防災係長

川島宏一氏

鈴木康幸氏

建設大臣官房官庁営繕部監督課課長補佐

深谷俊昭氏

1、建築基準法及び施行令から石綿含有建材名の削除はできないか。

・建築基準法第2条9号の不燃材料として石綿スレートが、又施行令108条に防火構造の例示として石綿スレート、石綿パーライト板が書かれている。ただ、現在このような成形建材は石綿が安定した良好な状態にあると考えられる場合には、通常有害な粉塵が飛散する恐れがないのでは

ないかと考えるので、現在において使用制限は考えない。

ただし、アスベスト含有建材の健康への影響が新たに明らかになった場合については、その時点で対応策を考えたい。

・規制を行なうには、通常の使用状態での飛散状態と健康障害の間に明快な科学的根拠がいる。

・（スレートなどアスベストセメント製品が劣化すると、1mあたり年間3グラムのアスベストを放出するとするドイツでの研究、イタリヤでの国際会議の研究報告があるという発言を受けて）統計的な信頼性があるかどうかの判断は今この場では出来ない。ただ対策の必要性が明らかになった時点でそのような資料を検討することはやぶさかでない。

・施工の段階で飛散しているかもしれないが、それは衛生環境、安全衛生の問題であり労働安全衛生法により一定の施策が講じられているものと認識している。

・建築基準法は最低限度の基準であり、石綿スレート等についても建築基準に合う最低限度として例示しているにすぎない。そのことが製品の品質の高さを示すものではない。

・粉塵が飛散するおそれが多く、人体に通常の使用状態において被害を与えるおそれが高いということが議論の前提になっているが、そのようなデータはない。

・石綿スレートの代替化の割合、石綿製品の出荷量は調査できると思う。

2、石綿吹き付け及び石綿含有建材使用建築物の一定規模の解体・改修の際の届出、除去等石綿処理資格を設け許可制を導入しその許可業者に行なわせること。又、当該工事及び保管と廃棄での飛散防止対策を義務付が考えられないか。

・吹き付けアスベストについては、その劣化、除去等の処理作業により粉塵が飛散するおそれのあることは承知している。吹き付けアスベストの劣化の診断方法、適切な維持保全、改善方法については技術指針を出しており、講習会等を通じその普及をはかっている。又、このような技術指針がより活用されていくように平成元年度より、日本開発銀行や中小企業金融公庫等の政府系の金融機関の長期低利での貸付けを行なっている。

・この問題については、厚生省で行なっている労働安全衛生の行政施策や建設物の衛生的環境の確保の問題、解体された廃棄物処理の問題、環境庁の大気汚染防止の問題等に関わると考える。

・吹き付けアスベストの飛散の怖れがあることから、それを封じ込めるため表面を薬剤で固着する処置、それを安全に行なう処置、囲い込み等行なう場合には技術指針でその施工方法が定められており、この方針に則り行なう工事については融資制度を適用する。

- ・この融資制度は民間工事のみ適用。
- ・融資制度の資料は後でお渡しする。又、融資の実施状況も後でお知らせしたい。

**厚生省**

産業廃棄物対策室課長補佐 田中正巳  
産業廃棄物対策室係長 福田宏之  
生活衛生局企画課厚生技官 足立晃一

**1、廃棄物の処理および清掃に関する法律の「特別管理産業廃棄物」の対象を、含有率1%以上の全ての石綿製品と出来ないか。**

・特別管理産業廃棄物で対象としているのは、含有率には全く関係なく吹き付けアスベスト、保温材、石綿製品製造施設から出てくる石綿を含むものであり、これは「飛散性」の概念による。又、他に石綿を含むものとしてスレート板、パルプセメント等あるが、これらはセメント等と一体成形されておりそのものからの飛散は少ないとみて特定から外れている。ただ、スレート、その他の建材についても廃棄物として出てくる場合もあることからその知見の集積はしたいと考えている。

・バーゼル条約（有害な物の国際越境を規制する）は日本も批准しているが、特別管理産業廃棄物での有害な物とバーゼル条約での有害な物とには差がある。この辺については国会答弁でも年次計画を定め必要なものを順次指定していくとしている。その辺りも踏まえ全体の中で考える。

・廃棄物の場合スレート板を割る等によりそこから石綿の繊維が表れるることは考えられるが、運搬の大きな飛散性はないよう思う。

・スレート板等の飛散性の情報集積については具体的なものとしては考えていない。ただ、文献等調査する中で集積は行なっており続けて行なう（昨年はマニュアル等作成）。

・処分場の形態は3種類あり、アスベストを含む特別管理産業廃棄物については閉鎖処分場で場所を区切っているがそれ以外は普通の廃棄処分場での処分が出来る。即日覆土を指導しており、出来ない場合についても埋め立て後最低50センチの土を盛り整地するよう指導している。

**2、建築物の所有者等への指導及び石綿含有の有無等検査体制を確立できないか。**

・昭和63年に環境庁と厚生省企画課とで各都道府県に通知を出している。その中で、吹き付け等飛散する怖れのあるものにおいては除去、封じ込め、囲い込み等適切な対応をするように、また、良好な状態にある建材についても定期的に状況の判定を行ない遊離することの無いように、又、記録を探るようにとの指導をしている。

東京都では昭和62・63年頃から毎年ビルをピックアップして測定等を行なっていると聞いている。都道府県でも通知にもとづきビルの管理者等に指導をしていると聞いている。

・民間についても定期的なチェックは指導している（通知等にチェック項目を入れてあること等）。ただしその結果については厚生省として聴取はしていない。個別に都道府県から事情を聞く程度。

### 3、國民に石綿等による健康障害等の知識の普及を図れないか。

・国として健康障害という形は難しいのかなと考えている。ただ、東京都、福岡市等ではパンフレットを作り建物の所有者等に配り、石綿の性質・問題等の啓蒙を図っているようだ（福岡市衛生局で発行しているパンフレットが資料として出されました）。パンフレットではなくとも通知等での啓蒙は多くの所で行なわれていると聞いている。

・悪性中皮腫の年間発生数、都市部での検診をした中で胸膜肥厚の発生数については調査し追って連絡する。

環境庁

大気保全局大気規制課課長補佐

坂川 勉

" 企画課課長補佐

牛尾光宏

" 企画課環境基準係長

久保田学

" 大気規制課未規制物質係

角井一郎

### 1、石綿吹き付け及び石綿建材の使用された建築物の解体に当たっての届出の義務化と、測定及び適正な飛散防止策を講じるようにならないか。

・大気汚染防止法ではアスベストについて規制基準を定めている。この中ではアスベスト製品を製造する工場・事業所では、その敷地境界線でアスベスト濃度を一定基準に押さえるというもの。その値は1リットルあたり10本以下。平成元年に大気汚染防止法を改正して盛り込まれたものです。

環境庁では昭和50年代の終わりごろからアスベストの問題について色々な調査を行なった。一般環境中の濃度については昭和60年度から「未規制大気汚染物質モニタリング事業」をおこなっており、アスベストの大気中濃度の把握に努めている。その結果でみると、一般環境中では濃度は低いが、一部石綿製品を製造している工場の周辺で濃度の高いものがあった。そうした中で平成元年度の法改正につながった経緯がある。

又当時石綿吹き付け、石綿建材の使用された建物の解体・改修工事においても飛散状態を調査している。その結果は、先程の石綿製造工場にくらべ低く、一般環境中の濃度と比べてもそれほど問題になるようにはなっていないという調査結果もあり規制はされなかった。

ただ、解体・改修工事においても一定程度注意する必要はあるとされ昭和62年度に環境庁から地方自治体に対し通知を出し指導している。

今後とも実態の調査はしていくべきだと考えている。

・吹き付けアスベストを対象として通知は出している。石綿スレート等の

飛散状況の調査も行なっているが、今のところの調査では特に濃度が高いという状況ではない。

ただ、今後実態を見て問題があるとなれば対策を講じる。

## 2、建築物の所有者等への指導及び石綿含有の有無等検査体制を確立できな いか。

・建築物の所有者に対する指導は昭和6・2年度の通知の中に厚生省と連名で通知したものもあり、その中で建築物所有者の指導に努めるように地方自治体にお願いしている。今後もこの通知に基づき厚生省とも協力し進める。

・アスベストの測定は簡単なものではなく、一定の技術が必要であるとして環境庁では「石綿測定技術者研修事業」を行なっている。これは地方公共団体の職員が対象で毎年1回3日間にわたり行なう。このような中でアスベスト濃度の測定が出来る技術者の育成・確保に努めていきたい。

・(外から見てアスベストの集積が工場内にあると明らかに分かる場合にはどこに言えばいいのかという質問を受けて)実際に大気汚染防止法の規制を執行するところは都道府県にある。

・立ち入り検査の権限があり、高い濃度が無くても、法の執行上必要であれば出来る。

**労 働 省** 労働基準局安全衛生部科学物質調査課長  
// 科学物質調査課科学物質情報管理官  
// 計画課課長補佐  
// 労働衛生課係長

池田五男  
龜澤典子  
白井欽也  
小泉潤一

## 1、クリソタイル以外の石綿製品の製造を禁止できないか。

・職業病防止という観点からはより有害性が低いものが使われる方が望ましい。

クロシドライとアモサイトはもう輸入していないこと等含め法令面での(規制)充実について来年度検討していきたい。

## 2、石綿濃度基準の数値を現行より下げられないか。

・労働安全衛生法では作業環境測定基準として石綿管理濃度を決めており、5マイクロメーター以上の纖維とし1立方センチメートルに2本(クロシドライとは0・2本)と定めている。これについては産業衛生学会やアメリカのA.C.G.I.H.を参考に、暴露限界や作業管理技術等を加味し実用可能性の範囲で定めている。今後適切な見直しはしたいと考えており、学者等の意見を参考に慎重に対応していきたい。

## 3、石綿製品の表示等の対象を1%を越えるものとし、製品個別表示が考 えられないか。

・労働安全衛生法 57条で石綿を含有する建材、5%を越えるものについては、容器包装に表示することが義務づけられている。5%を1%に下げるには解決しなければならない課題も多く残っている。その辺も含めて考えたい。

個別表示については、その製品の種類により困難なものもあると考えられ、どの範囲の製品まで個別的に表示するかについては慎重に検討したい。

・昨年4月から有害物質の表示制度が行なわれているが、これについてはいま実態を見ている。まだ十分には機能していない。先般の基準局の全国会議でも今年は徹底させる年だと指示した。データシート交付の徹底をまずやり、いかに活用し計画を立てるかを重点項目としている。

・（アスベスト）業界として取り組んでいるかは分からぬが、個々の事業場では準備はされているのではないかと考える。

#### 4、石綿吹き付けを全面的に禁止できないか。

・労働安全衛生法にもとづく特別化学物質障害予防規則では原則として吹き付けは禁止されている。ただ例外的にマスクや呼吸器を使用した場合については認めている。今後も吹き付けをする場合には規則に定められた適切な管理が行なわれるよう業界等指導していく。

・現実には吹き付けはないものと認識している。

・石綿でなければならないものはないのか、又岩綿にしたら本当に安全なのかということもある。もう少し時間をかけ専門家等の意見も聞き検討する。

・天井裏に積もった大量の石綿により電工さんも暴露することは考えられるが、吹き付けの作業解体の作業については今の段階で指針はあるが、そこまでは指導が行き届いていないということもあり、今後検討したい。

#### 5、石綿含有製品等の製造及び取り扱う作業での特定化学物質等作業主任者の選任が遵守されていない点をどう考えるか。

・特化則において5%以上のアスベストを取り扱う作業では作業主任者を選任することになっている。適正な作業管理を行なうのはこの作業主任者によるところが大きいとして、この点は重点事項として取り組んできている。概ね選任は徹底されてきているのではないかと考えるが、一部そのような点があるのなら今後ともさらに徹底を図りたい。

#### 6、石綿含有製品等の製造及び取り扱う作業での除じん装置付き機械・電動工具使用及び作業の隔離等粉塵作業飛散防止、呼吸保護具等の使用、休息室と洗浄設備の設置が遵守されていない点をどう考えるか。

・平成4年に「石綿含有建築材料の施工作業における石綿粉塵ばく露防止対策の推進」という労働基準局長通達を出し、又重点事項として取り組んでいるが今後も徹底して取り組みたい。

7、石綿含有製品等の製造及び取り扱う作業の記録とその保存を義務づけられないか。

・特化則で石綿は特別管理物質と決められ、それを製造し取り扱う業務に當時従事する労働者については1ヵ月を越えない期間ごとに労働者の氏名、従事した作業等の概要、期間等の記録が義務づけられている。この記録の保存は30年間です。

8、石綿含有製品等の製造及び取り扱う者全てに健康診断実施と健康管理手帳の公布を行なえないか。

・石綿製品関連の健康診断については、特化則とじん肺法で定められている。健康管理手帳についてはじん肺法で定められているが、この拡大については現在専門家委員会に検討を依頼している。

・石綿含有製品を扱うものに対する健康管理手帳については、確約は出来ないが来年度中に解決したい。専門家委員会で討議しており、法改正の必要があれば中基審にかかる。

9、石綿吹き付け及び石綿含有建材使用の建築物の解体・改修の際の事前の届出、作業に当たっての適正な処理及び廃棄を義務づけられないか。

・建築物の解体・改修におけるばく露防止については特化則にも定められているが、さらに徹底のために昭和61年に通達を出し必要対策について関係者に指導している。しかし、たまに通達によらず解体工事を行なっているということが指摘されていることもある。ばく露防止の対策は必要であるとの認識はあり、指摘の方法もありえるものとして、今後検討していくたい。

尚、義務付けではありませんが、一部の都道府県・労働基準局ではすでに指導しているところもあると聞いている。

10、その他規制の強化と実効性の確保を図れないか。

11、ILO第162号条約の批准についてどう考えるか。

・ILO条約の内容については、安全衛生法と関係法令により概ねは担保されているものと思う。尚、若干の問題点もあり更に検討していく。基本的なスタンスとしてILO条約は尊重し、条件内容に近づけるよう国内法規を検討したい。

(その他全体に係わる部分)

・アスベストについては問題意識を持っている。予算措置もし、法規制の見直しについてアスベストに関する委員会を設け法改正を前提として検討する。来年度中には終了させたい。

通産省

生活産業局窯業建材課課長補佐

志村勝也

課長補佐

松本大治

"

通商産業事務官

阿部英紀

1、石綿含有製品の代替化を促進するため、石綿含有製品製造企業に対して国が技術と資金援助を行なえないか。

・一般的には石綿製品を作っているのは中小企業であり、中小企業向けの融資制度がある。中小企業金融公庫に新事業技術振興貸付、先端技術振興資金というのがある。これは新しい製品開発をする場合に比較的低い金利で融資する制度です。もう1つ環境対策貸付公害防止資金というのがある。これは粉塵の関係で粉塵の防止施設を作る場合に融資が受けられる。

国民金融公庫においては、環境対策貸付公害防止資金というのがあり、これは粉塵の対応をする場合に融資を受けられる。

これ以外に中小企業に限らず一般的なものに日本開発銀行の生活都市基盤整備環境対策粉塵防止融資がある。さらに、産業技術振興新技術開発融資があり、これは新しいものを作っていく場合に融資する。

これ以外に石綿スレートについては、中小企業近代化促進法があります。これは中小企業の割合の高い業種を指定し、政府の方で構造改善計画を大臣名で告示する。その計画に基づき事業者が構造改善事業計画を作成し、然るべき手続きを経て承認された場合には、その事業に対し税・財等の助成制度を受けられる。

・融資の実績としては、公害防止の方はそれなりに使われている。ただ、新規のものはほとんどないかもしれない。

2、石綿使用の日常製品に対する表示及び注意事項を個別製品に付けられなないか。

・通産省が製造業者に義務づけが出来るのかということですが、現行は義務付けをする機関はない。ただし、労働安全衛生法により石綿含有製品は表示義務がある。又業界の自主規制により建材についてはaマークを付ける活動をしている。

・家電製品の絶縁材については53年頃から他の物質に、石油ストーブの芯の部分についても昭和45年頃から代替化してきていると聞いている。

3、石綿含有日常製品の廃棄において製造企業の回収が考えられないか。

・現状は廃棄物を業として行なう場合については許可を受ける。廃棄する

場合には許可がいる。廃棄物のなかに石綿含有製品が入るが、飛散の可能性のあるものについて特別管理産業廃棄物と指定しているが現行はこれにより処理されているものと思う。

(その他)

・石綿の日本の輸入量は通関統計を見ると低下傾向にはある。1993年の輸入量は21万トン弱。前年に比べて13・4%減。

・アメリカは1991年で石綿の使用量は3万4千トンです。又、1993年11月5日の米国連邦官報では、石綿スレート等18品目の使用を正式に認めるという掲載がされた。

・外国の規制の状況は、基本的には日本と同じ濃度規制による。規制値は日本では石綿協会が自主基準を設け実践をしている。クロシドライトは使用しない、アモサイトについては1993年の6月から使用を中止している。

ヨーロッパでは、E C のなかでも石綿の規制についてここ何年か議論している。ドイツでは石綿の輸入・生産・使用を全面的に禁止する方向でE C をとりまとめようとする動きがあったようだ。これに対してイギリス・フランス・ベルギー・スペイン・ギリシャ・ポルトガル・アイルランド・ルクセンブルク等は管理すれば使用できるというスタンスであったようです。ドイツ・イタリア・オランダ・デンマークは適用除外をともなう石綿全面禁止派。最終的に、ドイツの主張はE C 委員会で否決されたが、理由としては、経済的問題への配慮不足、科学的根拠の検討不足がある。

・団体経由で我々が把握している石綿企業数は116社でありその内の100社ほどが中小企業です。

・J I S 規格の改正は必要があれば進める。

・（波形スレートは代替化が難しい製品と認識しているのかとの質問に対し）業界に聞いているが難しいようだ。

・スレートの石綿含有率は7%ぐらい。平均で10%を切っていると思う。

・摩擦材・ブレーキランニング類の石綿使用は1万5千トン（全製品出荷量、1993年）。

・電子レンジは石綿を1978年頃から使っていない。

・P L 法は製品自体に幅広くかかる。その中で建材メーカーが対応することになる。

# DEVANDA展に参加

2月27日、東京晴海の国際見本市会場西館でDEVANDA展が開催され、石綿対策全国連も出展しました。

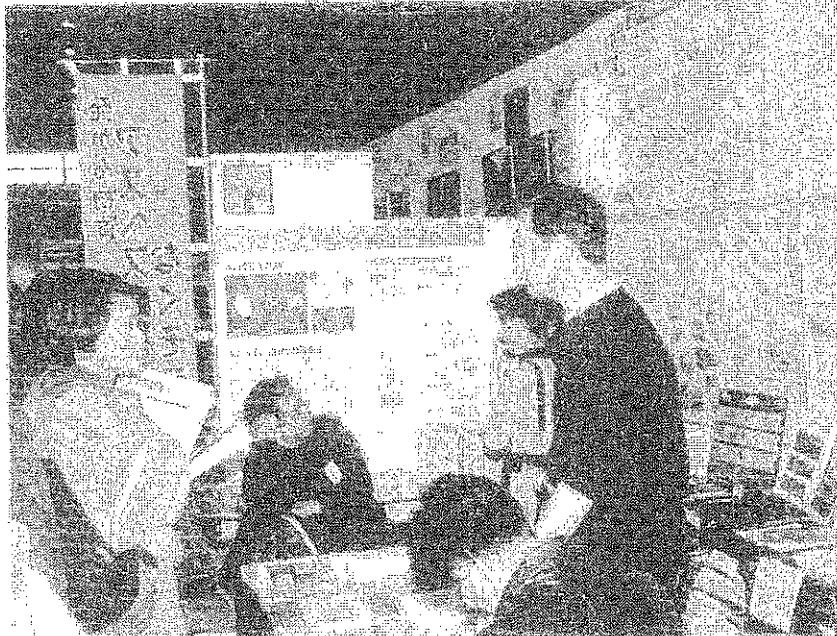
DEVANDA展は、「環境を大切にし、生き生きとした農林水産業を実現するため行動するネットワーク」の略です。農林水産業を「命を守る」「環境を大切にする」という視点、広く環境問題・消費問題までを含めた運動の趣旨に賛同して、参加することとしました。

当日310団体が出展し、15,000人が来場しました。残念ながら食品を扱ったコーナーと比べて今一つ関心が低かったと思われますが、広中和歌子環境庁長官も私達の展示コーナーに足を踏み入れ質問をされ、又熱心に質問する来場者も見られました。

石綿対策全国連絡会議・アスベスト規制法をめぐる会の事務所が変わりました。

旧事務所  
〒102 東京都千代田区六番町1  
自治労安全衛生対策室内

↓  
新事務所  
〒108 東京都港区三田3-1-3M・Kビル3階  
全国労働安全衛生センター連絡会議内  
電03-5232-0182  
 fax03-5232-0183



アスベスト製品・代替品の展示

